

平成 2 2 年 7 月 5 日

平成 2 2 年第 3 回 岬町 議会 臨時会

第 1 日 会議録

平成22年第3回（7月）岬町議会臨時会第1日会議録

○平成22年7月5日（月）午前11時30分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
6番 出 口 實	7番 奥 野 学	8番 谷 本 貢
9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 1 名（5番 和田勝弘）

傍 聴 1 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼特命対策課担当理事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住民福祉部長 芦 田 貴志雄	都 市 整 備 部 長 松 永 英 三
教育委員会事務局 教 育 次 長 古 谷 清	企 画 部 理 事 兼人権推進課長 谷 下 泰 久
住民福祉部理事 兼子育て支援課長 南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事 兼保険年金課長 岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行	都 市 整 備 部 上下水道担当理事 末 原 光 喜
会計管理者兼理事 渕 原 義 仁	総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 税 務 課 長 萬 谷 茂	総 務 部 財 政 課 長 四 至 本 直 秀

企画部秘書人事課長 保井太郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局副理事 大山鐵男

○会 期

平成22年7月5日（1日）

○会議録署名議員

3番 中原 晶

6番 出口 實

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3 議案第54号	平成22年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件
日程4 議案第55号	固定資産評価審査棄却決定取消請求事件の控訴の件

(午前11時30分 開会)

○岡本重樹議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第3回岬町議会臨時会を開催いたします。

ただいまの時刻は午前11時30分です。

本日の出席議員は13名です。欠席者は1名です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○岡本重樹議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

3番中原 晶君、6番出口 實君、以上の2名の方をお願いいたします。

○岡本重樹議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日7月5日の1日にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日7月5日の1日に決定しました。

○岡本重樹議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、温かみのある町政を進めること、財政を建て直すこと、まちの未来を創造すること、この三つを基本理念とし、行財政改革、企業誘致、歳入の確保に取り組んでいるところであり

ますが、岬町の再生のためには、さまざまな課題を克服しなければならないことを改めて肝に銘じて行政運営に邁進してまいりたいと思います。今後とも議会の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議会の皆様におかれましても、本臨時議会の緊急の招集につきまして、ご理解を賜り、ありがとうございます。なお、本臨時議会にご提案を申し上げます議案でございますが、平成22年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件、次に、固定資産評価審査棄却決定取消請求事件の控訴の件でございます。どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岡本重樹議長 町長のあいさつが終わりました。

○岡本重樹議長 日程3、議案第54号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程3、議案第54号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第2次）につきまして、概要をご説明いたします。

本町を被告とする固定資産評価審査棄却決定取消請求事件につきまして、平成22年6月24日に判決の言い渡しがあり、同日、判決正本の送達を受けましたが、一部不服であるため、大阪高等裁判所に対して控訴を提起するに当たり、必要となる経費を本補正予算に計上するものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,959万4,000円とするものでございます。

次に、2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金135万3,000円を計上するとともに、歳出につきましては、裁判に伴う顧問弁護士委託料135万3,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

川端啓子君。

○川端啓子議員 この補正予算は、今回の顧問弁護士委託料で、後の議案の控訴の件の分の補正予算ですので、本当ならば、今からする質問は後で質問すべきところなんですけれども、先にこれを採決するということですので、後の部分と絡んでしまうんですけれども、あえて質問させていただきます。

今も総務部長から、今回の判決について、結局、敗訴になるわけなんですけど、不服とするので、また上告するということですので、その辺の不服とする部分について、財政厳しい中を、こうしてあえて補正予算を組んでやっていくということですので、できるだけ詳しく、住民さんにも今はネットで全部配信されますし、また、きょうは傍聴にも見えておられますので、できるだけ、上告するというところをきちっと詳しくここで説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡本重樹議長 川端議員、この答えは後のほうに回したらどうですか。

○川端啓子議員 でも、今ここで先に、この顧問弁護士委託料を私たちが認めるかどうかを審議しなければいけないでしょう。そうやってきたら、やはり、わけわからんと、はいと言うわけにもいかへんというところで、それこそ鶏が先か、卵が先かの議論になってくるんですけれども、本来は54号、55号というどっちを先にしたらいいのかわからないんですけれども、説明できる部分で説明していただかないと、私らも何もわからずに手を挙げるわけにもいけません。

○岡本重樹議長 中口部長、答えられる部分だけ答えたらどうですか。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 川端議員のご質問でございますが、先般、6月24日付で判決の言い渡しがあったわけでございますが、その判決の内容の中に3点ございます。平成20年度固定資産課税台帳登録価格において、判決内容に町の主張とする額にかなりの差異がございます。その差が大阪ゴルフクラブにおきましては49億9,918万4,622円の判決内容でございますが、岬町の主張としては、69億4,791万772円でございます。一方、みさき公園（遊園地）におきましては、判決内容が28億7,081万5,495円という金額が言い渡されておるところでございますが、岬町の主張としては55億3,778万9,067円ということで、こちらの遊園地についてもかなりの差異がございます。

2点目が、原告のその余の請求を棄却すると。3点目が、訴訟費用は10分の1を原告、10分の9を被告の負担とするというのが主文である判決内容でございます。先ほど言いました課税台帳登録価格において、評価額にかなりの差がございます。その辺の部分と、つぶれ地の割合に50%と60%という差異がございます。その辺を明確にこの機会にしたいということで、今回、控訴手続を踏んでいこうということでございますので、ご理解いただきたいというように思います。

以上です。

○岡本重樹議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 こうしてあえて控訴して、町として控訴するだけのものがあるのかどうか。控訴して勝訴できるのかというところ、そういうものを持って、あえて挑んでいくのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 川端議員の質問でございますが、このまま控訴せずに終結するということになりますと、いろんな意味で影響が懸念されるところでございます。つきまして、控訴する以上、控訴期限である7月8日までに、まず控訴の手続をする必要がございます。控訴する以上、今後も大阪府及び担当弁護士とも十分協議を進めまして、控訴手続を踏んでいきたいというように考えております。

以上です。

○岡本重樹議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きします。

主文の判決の中で第3番目の訴訟費用ですけれど、10分の1が原告、残りが被告というふうになっておりますが、その金額をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 奥野議員の質問で訴訟費用でございますが、我々、弁護士のほうから聞いておるのは、一番において南海が訴訟するに当たって、費用としては2万円ないし3万円の範囲だと。具体的な金額でいきますと1万3,000円になるわけでございますが、その辺の郵便送達とか特別送達、主に印紙代並びに郵便切手等ございまして、そのうちの10分の9が請求

されるかもしれないということで、一方、その手続上、南海が訴訟費用の確定手続を行うか、行わないかはもう相手の状況なので、金額が小さければ、大概訴訟費用の確定手続は踏まないという例もあるというように伺っております。

以上です。

○岡本重樹議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

出口 實君。

○出口 實議員 今回、岬町のほうからまた控訴されるということを聞いておりますけれども、その中で控訴するに当たっての勝算、メリット、デメリット、その辺の詳細を教えていただきたいと思います。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 出口議員の質問でございますが、勝算というところで大変厳しいご質問でございますが、この場合、勝つか負けるかというよりも、やはり先ほど申しましたように、控訴をせずに終結するということに対して影響が懸念されますので、その辺を関係団体と十分協議して対応していきたいというように考えております。

○出口 實議員 もう少し詳しく。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 弁護士と調整の中で、こちらもずばり弁護士のほうに勝つのか、負けるのかという正直質問したところでございまして、弁護士のほうも、今回の控訴を踏むに当たっては、やはり、かなりそれなりの反訴というか、提訴する資料、材料をそろえて持っていく必要があるというご指摘は受けておるところでございまして、これまでにつぶれ地の割合の50%、60%の岬町が主張する60%を明確化する材料というのが今後その資料、材料の原点であるというように理解しておりまして、大阪ゴルフ場並びにみさき公園の場所を例えば宅地造成した場合、どれぐらいのつぶれ地の割合になるのかというのを実際にシミュレーションしてまいり必要があるかというように考えていまして、その詳細については、何度も言うようですけれども、弁護士と十分調整してまいりたいというように考えています。

以上です。

○岡本重樹議長 出口議員、よろしいですか。

出口 實君。

○出口 實議員 今の中口部長の話は理解できます。その中で、要するに、このまま控訴せずに

終わってしまいますと、当然、町の財政上、3年間の税額、1年間5,500万円と聞いておりますけれども、1億6,500万円の税金の返額をせないかんというふうに聞いておるんですけれども、そのほかにも、もうこのまま控訴せずにほっておきますと、固定資産の評価も変わってくる部分で、再度控訴せないかんというふうに私は理解をしているんですけれども、その辺はどうですか。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 出口議員の質問でございますが、出口議員の指摘にもありますように、20年度の評価として、南海に対して単年度、大阪ゴルフ場並びにみさき公園（遊園地）の部分において約5,500万円の金額の返金をしなければなりません。当然、返金に伴いまして、加算金というか、合わせて還付する必要もございます。その辺、還付加算金としても影響が出るところでございます。

一方、他の評価地、例えば広大な土地を持つこの岬カントリーにおきましても、若干の評価の見直しが必要になろうかと思えます。その場合、もし修正があるとするならば、今、手持ちの計算では、約90万円の金額の計算が出ておるところでございます。その辺を含めまして、今後影響があるということでございます。

それでまた一方、交付税におきましても評価が下がるものですから、交付税に対しての返還も視野に入れなければならないのかなというふうに今、苦慮しているところでございます。

以上です。

○岡本重樹議長 ほかにございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 もう1点だけ確認させてください。

先ほど中口総務部長からも答弁の中で出ましたけれども、控訴をするにつけて新たな証拠をつくり出すための、例えばみさき公園（遊園地）側が宅地造成した場合のシミュレーションをされるというふうなお話がありました。それを庁内でやられるのであれば、費用は要らないと思うんですが、外に出して何か専門的な、より詳細な資料をつくるには費用的なものが要るのではなからうかと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 奥野議員の、先ほど私が答弁したシミュレーションに対しまして費用が要るのではないかということでございますが、当然、そのシミュレーションをするに当たっては、専門的な業者委託も必要かと思えますが、ただいま一応7月8日という控訴期限がある中で、ま

ず控訴するかどうかの決定に当たりまして、控訴する方向であれば、先ほど言いました新たな資料、材料ということで、その検討材料の、またシミュレーションの費用を今後算出して議会のほうに協議願いたいというように考えています。

以上です。

○岡本重樹議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号「平成22年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○岡本重樹議長 次に、日程4、議案第55号「固定資産評価審査棄却決定取消請求事件の控訴の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程4、議案第55号、固定資産評価審査棄却決定取消請求事件の控訴の件ということで、固定資産評価審査棄却決定取消請求事件について、次のとおり控訴するというところで、記、当事者は、控訴人、岬町、被控訴人、南海電気鉄道株式会社。控訴の趣旨といたしまして3点ございます。1、原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。2、被控訴人の請求を棄却する。3、控訴費用は第1審、2審とも被控訴人の負担とする。との判決を求めるということで、管轄裁判所としては大阪高等裁判所でございます。

本件に関する取り扱いとして、本件の控訴は弁護士に委任する。弁護士として、寺内則雄、俵正市、小國隆輔。事務所名は俵法律事務所。事務所住所、大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号俵ビル2階でございます。

提案理由といたしまして、大阪地方裁判所平成21年（行ウ）第9号固定資産評価審査棄却決定取消請求事件について、平成22年6月24日、判決の言渡しがあり、同日、判決正本の送達を受けたが、一部不服であるため控訴を提起したく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上です。よろしくご審議願ひまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

反保多喜男君。

○反保多喜男議員 先ほどの川端議員と同じ質問内容でございますが、このたびの控訴に当たっての説明を先ほど来、お受けいたしました。行政側の考え方は理解をいたしました。田代町長としての控訴をするという最終判断のポイントはどこにあるのか、もう一度ただしたいと思っております。

○岡本重樹議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 反保議員さんの質問にお答えさせていただきます。

確かに、この問題については非常に難しい厳しい案件でございます。そういった中で、本当に議会の皆さん方には心労を煩わせているということについては重々、深くおわびを申し上げます。

実は、この件につきましては、過去、私も議員時代から非常に心配しておった問題なんですが、前任者から引き継ぎまして、この係争の成り行きを見守ってまいりました。しかし、残念ながら結果は敗訴、それも9対1という厳しい判決が出てまいりました。

本来なら、謙虚にこの問題については重く受けとめ、住民にその理解を求めるつもりで私としては考えておったんですけれども、先ほど総務部長のほうからいろいろとご説明があったように、実は、この案件については、南海さんが固定資産評価について、何とか減額という形で、評価審査委員会へ審査申出を出された経過がございます。しかし、その中で4回ほどの審議をなされた中で、最終的に固評審が南海さんの審査申出に対して棄却するということについては、議員の皆様方ご承知だと思います。それを受けて、南海さんは岬町並びに固定資産評価審査委員さんに対して提訴をなされた。その中で、町としては、やむなく提訴されたので、受けざるを得ないということで受けた経過がございます。

そして今回、その経過の中で完全な敗訴でございますけれども、質問の中で町長が踏み切った理由と申しますのは、実は、まず固定資産については南海さんとの覚書がございますし、協

定もごさいます。協定書の中には、評価に当たっては従来の評価を基準として協議をする旨の内容が1項盛り込まれております。つまり従前の評価等を勘案するという内容になっております。これは平成19年6月29日に協定を交わしております。

さらに基本契約があるわけなんです、これは同じ平成19年6月29日に交わしておるんですが、ここには公園の使用料、従来、公園の使用料として町はいただいていたんですけども、平成19年度限りとし、20年度以降については固定資産税を納付するという覚書になっております。私は今回、この基本契約並びに協定書、つまり南海さんとの従来からの紳士協定、つまり共存共栄という形をとってきた関係上、どうしてもこの今回の判決は重く受けとめて、私は控訴しないほうがいいのかないかなというふうな感じを持っておったんですけども、先ほど部長も説明のあった大阪府、さらには弁護士さんの意向、そして最終決断を私がしたのは、固定資産評価審査委員さんのやはり余にも納得いかないという意向で、控訴したほうがいいだろうという判断に私も最終達しました。

しかし、この中で、やはり今後影響は今、部長のほうから各名称ごとに説明がありましたけれども、私は控訴するということについて、今後やはり南海さんとの友好関係、共存共栄は私は図っていくべきだとこのように思っております。しかし、町は控訴しながら、片方では何か和解を求めているのかというちょっとおかしい現象の話になるわけなんですけれども、そうじゃなくて、やはり南海さんに対して基本契約、そして協定書、そういったものはやっぱり遵守していただきたいという思いと、それから、判決はあくまで固定資産評価に係る判決でありますし、それから、開発に伴うところのつぶれ地が幾らになるか、50%、60%、つまり違う言い分は10%の差があるということなんです、これについても私としては、国道26号線に沿って、他の大阪府下のゴルフ場に比べると、一番開発もしやすい条件の中、そして、そんなに起伏が激しくない大阪ゴルフ、そして今の遊園地についても、そう私はつぶれ地としては半分もつぶれるかなという疑念は持っております。しかし、それは先ほどのシミュレーションをやってみないとわかりませんので、そういった中でシミュレーションをやることによって、はっきりと大体つぶれ地がわかるだろうという判断もいたしました。

そして、最終的にまだいろいろ判断材料はあるんですが、もし万が一これをこのまま受けとめるとした場合、もう現在でも岬町が国から交付税を受けております。この交付税についても、原裁判の判決を認めるとした場合は、約大体1,400万円近い金を返還しなければならない。それ以外については、先ほど総務部長の説明もあったように、毎年5,500万円の税額を返還しなければならない。それについて還付加算金もかかってくる。そういったことを考え

ますと、またいろいろ周りにも固定資産税の見直しの問題等が出てきますので、今回はどうしても控訴して、その中で南海さんとそういう裁判の過程の中で和解の方向へと、その場があるとするなら、できれば基本契約、協定書に基づいて紳士的に話し合える機会をつくりたいというのが私の今回の決断の判断でございますので、メリットはどこにあるのか、デメリットはどこにあるのかという質問を皆様方はお持ちのようですけれども、メリット、デメリットではなくて、岬町町民のために不利益をこうむらないようにするためにどうしたらいいのかという、今は控訴する以外にないという判断に立ったということだけのご理解をしていただきたい。

以上でございます。

○岡本重樹議長 他に質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きします。

今回の1審の被告、この中にも岬町固定資産評価審査委員会、川島委員長をはじめ、何人か委員さんがおいでだったと思いますけれども、その委員会の中でのお話は全く聞こえてこないわけで、一度その辺のお話も聞かせていただきたいというふうに思います。

○岡本重樹議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

固定資産評価審査委員会につきましては、今回、平成20年度の課税によりまして、南海のほうから不服申し立てがございまして、それに基づきまして固定資産税の評価審査委員会の審査を行いました都合、4回行いまして、平成20年の8月1日に南海の審査申し出を棄却すると、そのような内容を行ったわけなんですけれども、その4回の中での審議の内容でございますけれども、この内容につきましては、結論から申し上げますと、今回、訴訟の中で行いました3点のうち特に2点、ゴルフ場におけますつぶれ地割合以外のその割合の件、60%、50%の件、そして遊園地の評価につきましては、南海といたしましてはゴルフ場と同様の評価をすべきである。一方、南海の主張に対しまして町の評価といたしましては、宅地に準じた形の雑種地評価を行うべきであると双方の主張を述べ合いまして、最終的に3名の方の委員さんのほうの判断といたしまして、町の評価のほうが適正であるという形の判断をいただいた上で棄却決定という、そのような形で決定していただいた次第でございます。

以上でございます。

○岡本重樹議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今、白井部長から請求に対する棄却の件があったと思いますが、ではなくして、

今回の判決に基づいて、その後に委員会をなされたと思うんですが、控訴するのかどうか、その委員会での審査の内容をお聞きしたわけで、もう一度お願いします。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 奥野議員の質問でございますが、先日の7月2日に固定資産評価審査委員会を開きました。この7月2日に開いたときに、当然、判決が出ておりますので、判決の状況を報告したところでございます。この7月2日の固評審は、議案としては、平成22年度における申出書が南海から出ておまして、その審査をまずしたところでございます。この審査に当たりましては、当然、20年度の申出書は今現在、係争中でございますので、22年度については保留するという結論でございます。

当然そのときに、奥野議員の質問の裁判の状況を報告した中で、かねてより慎重審議、今、白井が報告したように慎重審議をしていますので、その方向づけについては、控訴するについては、控訴しなさいというのは固評審では決定できませんから、判断材料として意見を伺ったところでございまして、先ほど4回の慎重審議の報告どおりということをお伺ったところでございます。

以上です。

○岡本重樹議長 奥野議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

川端啓子君。

○川端啓子議員 先ほどの議員さんとの関連なんですけれども、町長もこの判決内容について、大阪府からも控訴するように言われているとあって町長からも言われていたけれども、大阪府としては、町に対してどのように指導しているのかというところをちょっと聞きたいと思っております。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 川端議員の大阪府からの指導はということなんですけれども、大阪府は控訴しなさいとかいう問題ではなくて、やはり南海からの訴訟を提起されて以来、評価については当然、大阪府とも十分協議して今日に至っている経緯の中で、今後の対応等を大阪府と協議したところでございます。

そういう中で、大阪府としては、当然意外な判決だったなというのがまず第一声ございまして、そういう中で、そもそも論として、南海のゴルフ場並びに遊園地の評価に対する基準といえますか、そういうものを提起されておりますので、当然控訴して、今後の対応の中で、この

ような判例、事例が他団体にもやはり影響するおそれがございますので、その辺十分連携を密にして協議していこうかということで協議が終わっておるところでございます。

以上です。

○岡本重樹議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号「固定資産評価審査棄却決定取消請求事件の控訴の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○岡本重樹議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成22年第3回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後0時14分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年7月5日

岬町議会

議 長 岡 本 重 樹

議 員 中 原 晶

議 員 出 口 實